

令和3年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和3年9月24日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大塚委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その3））

- 議案第28号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

- 徳島県立牟岐少年自然の家に係る指定管理者の公募に対する申請状況等について

榑教育長

9月定例会県議会に追加で提出いたしております教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計補正予算案でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計の欄に記載しておりますとおり、1億円の増額をお願いいたしております。

この結果、令和3年度一般会計予算の総額は、782億4,400万9,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計の欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページでございます。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①保健管理指導費におきまして、アの学校における戦略的モニタリング検査推進事業では、学校教育活動等による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、部活動の大会や就業体験に参加又は就職、進学で県外受験する生徒、教職員等に対しモニタリングPCR検査の実施に要する経費といたしまして、1億円を計上いたしております。

以上が、今回提出しております追加案件でございます。

続きまして、資料はございませんが、1点、御報告させていただきます。

徳島県立牟岐少年自然の家に係る指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

徳島県立牟岐少年自然の家では、平成20年度から指定管理者制度を導入しており、今年度で第4期の5年間の指定管理期間が満了となります。このため、第5期の令和4年度から令和8年度までの指定管理者の選定を今年度に行う必要があります。

指定管理者の公募につきましては、7月15日から県のホームページに募集概要を掲載するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月5日には、現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月15日をもって申請書類の受付を終了いたしました。

申請状況等といたしましては、募集要項等の配布数、現地説明会への参加者数、申請者数は、それぞれ1事業者でございます。

今後のスケジュールとしましては、指定管理候補者選定委員会におきまして提出された事業計画書等の申請書類を審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、11月議会へ議案として提出したいと考えております。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大塚委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

先ほど御説明していただきました学校における戦略的モニタリング検査推進事業について、お伺いしたいと思います。

もうちょっと詳しく内容の御説明をお伺いしたいと思います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡委員から、学校における戦略的モニタリング検査推進事業についての御質問を頂きました。

まず、概要について御説明をいたします。

教育委員会におきましては、4月以降、学校クラスターが発生するなどしたことから、保健福祉部と連携の下、複数の感染者が確認された学校におきまして、保健所による積極的疫学調査の検査対象外となった児童生徒及び教職員を対象にモニタリングPCR検査を5月から実施をしているところです。

このモニタリングPCR検査とは別に、6月から既決予算を活用いたしまして、部活動における公式大会参加時等のPCR検査を中心に戦略的モニタリング検査として行ってまいりました。

この戦略的モニタリング検査では、部活動大会参加、施設実習、就業体験への参加、ま

た寮生の帰省のタイミングでPCR検査を実施しておるところです。

この夏以降、デルタ株への置き換わりが進む中で、児童生徒等の感染者数の増加が顕著な状況が見られております。10月以降は、進学関係で県外を訪問する生徒も多くなる時期となりまして、また部活動においても、3年生が引退した後の新チームでの大会が多くの競技で開催される時期にもなります。

こうした学校教育活動等によりまして、学校内及び県内で新型コロナウイルス感染症が拡大することを防止するために、これまでPCR検査の対象としてきました部活動の大会参加、施設実習、就業体験参加、寮生の帰省、これに加えまして新たに就職、進学のための県外での受験、このような生徒の皆様に対しましてもPCR検査を受検する機会を提供しようと考えております。

検査方法につきましては、引き続き検査キットを用いて自分で唾液検体を採取していただき、教育委員会が委託する民間検査機関に郵送していただく方法で行ってまいります。

岡委員

これまでの部活動や施設実習に加えて、就職、進学のため県外に出て行く生徒さんも対象にするというような御説明でした。

今までの部活や施設実習等での検査の実績と、その中で陽性が確認されたことがあったのか、確認させていただきたい。

また、今回の予算1億円でどれくらいの検査数があるんですか。そのことについてお伺いします。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡委員から、今までの検査結果、それからその中に陽性が確認されたかどうか、それと今後の対象人数等の見込み等について御質問を頂きました。

まず、これまでの部活動における大会参加等の場面でのPCR検査でございますが、8月末までに5,257名の検査希望者がありまして、全員が陰性と確認されております。

それから、今回の戦略的モニタリングPCR検査の見込み人数でございますが、対象人数は1万5,000名程度を見込んでおります。

内訳といたしまして、部活動として1万2,500名程度、それから施設実習、就業体験といたしまして900名程度、寮生の帰省に係るものとして150名程度、それから就職、進学の受験に係るものとして1,500名程度と考えております。

岡委員

内容は分かりました。大変必要なことだと思いますので、しっかりと学校における感染症対策というのを確実に実施していただきたい。

できればこんなモニタリング検査をしなくてもいいような状況になってくれたらいいんですけども、恐らくまだこの状況が続くと思いますので、感染状況というのを踏まえた上で、機動的な対応をしっかりと行っていただくことをお願いさせていただいて、質問を終わります。

岡田委員

何点か質問させてもらいます。

まず、ちょっと前なんですけれど、新聞に徳島県内の子供の肥満割合が高水準であるというような記事が出ておりまして、コロナ禍になってからは子供たちの活動も大幅に制限されているというような期間が長くなっていて、今もアラートが上がって部活が1時間とか、今ちょっと長くなって2時間ですというような、本来ならば子供たちが思う存分活動できていた時間が制限されている。

それはコロナになってからの話なので、それ以前は部活はできていたという話なんですけれども、その中で、徳島県内の子供たちの肥満割合が高水準であるというふうに報じられているんですが、実際に具体的な肥満の現状というのはどうなっているのか、教えていただけますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡田委員から、徳島県の児童生徒の肥満の状況について御質問を頂きました。

本県の児童生徒の肥満状況につきましては、文部科学省が実施いたします学校保健統計調査におきまして、徳島県は以前から高い水準にありました。令和2年度の調査では、肥満傾向児の出現率が男女とも5歳から17歳までの全ての年齢で全国水準を上回っております。特に、12歳男子では全国でワースト、8歳男子及び12歳女子もワーストツーとなるなど、継続して肥満傾向が高い状況が見られております。

岡田委員

12歳というのは小学校なんですか、中学校なんですか。小学校6年生というくくりなんでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

小学校6年生ということでございます。

岡田委員

今教えていただいた話だったら、小学校6年生の男子が今回の検査でワーストワンだったということで、平均して高い水準にあるというようなお話なんですけれども、そして、その理由はどういうふうに考えられていますか。

特に、12歳男子が全国ワーストワンだったという話なんですけれども、県内の子供たちが全体的に肥満傾向にあるというようなデータが出ていることを受けて、その原因はどういうふうに考えられていますか。

吉岡体育学校安全課長

岡田委員から、肥満傾向が高い原因はどこにあるのかというような御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましては、肥満はほとんどの場合、摂取カロリーが消費カロリーを上回ることが要因であり、学校給食や学校生活だけで肥満になるとは考えにくいという

ようなことから、家庭内での食習慣とか生活習慣が大きく関わっているのではないかと考えています。

また、本県では徒歩通学生も全国に比べて少なく、運動量不足も要因の一つと考えております。

それに、保護者の生活習慣病への意識であるとか、保護者の食習慣、それぞれの家庭内の状況等も大きく影響しているのではないかと考えております。

岡田委員

そうしたら、教育委員会としては、徒歩登校者が少ないとか、子供たちの運動量が少ないということと、家庭内の食生活でオーバーカロリーであるというようなところが正に肥満につながっている理由だと考えていると思うんです。

その中で、それを今後改善する部分として、その子供たちの運動量ですが、この頃、学校が統廃合されて、鳴門でも皆さんは通学バスであったり、通学バスという名の通学タクシーで家の前まで迎えに来てくれている。かつてなら30分掛けて歩いていったところが、歩かなくなっている。

それと、この頃、雨が降ったら安全のために保護者の皆さんが送り迎えされているところがあって、そういうふうに配慮したことが運動不足という結果につながっているというところで、今後どのような取組を考えられているのか、教えていただけますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡田委員のほうから、今後の対応についてどう考えているのかという御質問を頂きました。

県教育委員会では、市町村教育委員会や学校と連携いたしまして、今までも運動習慣の確立、特に登校等での徒歩生徒が少ないというようなことから、運動習慣を日頃から少しでも付けるという意味での運動習慣の確立や生活習慣の改善のための取組を実施してきたところでございます。

しかしながら、依然として本県の児童生徒の肥満傾向に改善が見られず、コロナ禍におきましては一層深刻になっている状況が見られているところです。

現在、県教育委員会が行っている小学校、中学校向けの各種取組について、学校だけでなく家庭や地域においても積極的、自主的に取り組んでいただきますように再構築する必要があると考えております。

そこで、学校、PTA、保健部局、市町村教育委員会の代表者を構成メンバーといたしまして、学識経験者をオブザーバーに迎えました児童生徒の体力向上、肥満傾向解消に係るプロジェクトチームを10月をめどに立ち上げまして、具体的な方策について検討を重ね、年内には報告書をまとめたいと考えております。

岡田委員

今、課長がおっしゃったように、徳島県は運動する習慣や、糖尿病の死亡率が高いという大人になった部分との連携で、子供のときからきちんとした生活習慣を身に付けるといったいろんな取組を今までされています。

それで、いろんな取組をされているときは割と運動量が上がっていたように思うんですけど、やはりそれも単年度であったり、継続するというのが非常に難しかったりしていますが、長期的な計画で子供たちの健康と大人になってからの健康維持につなげていってもらうために、食習慣の改善に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

今回、学校現場だけではなくてPTAの皆さんとか、いろんな知識人の方たちも取り込んで、いろいろと子供たちの健康について考えられるというような御答弁でしたので、是非その部分は今年だけ始めたのではなくて、少なくともこの全国水準の真ん中くらいになるまで継続していただきたいと思います。そうすると、大人になってからの食生活の改善にもつながっていくと思いますので、長期ビジョンで是非取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

これは、本当に一過性のものでなくて、徳島県の教育委員会の中のベースとして一つの基本的な計画の中に入れていただいて、子供の健康なので多分入っているんですけど、その中の具体的な取組方法として是非つなげていただきたいと思います。

それから、この間、ためしてガッテンというNHKの番組で、実は徳島大学の堤先生が出ていたんですけど、何か旨味成分を感じられる舌にすると必然的に摂取カロリーが減ってダイエットができるという、知らない間にダイエットができるようで、私的には食い付いて見ていたんですけども、地元の大学の先生が全国ネットに登場するという事で拝見させていただきました。

やはりいろんなところにアプローチしていただき、健康を害する子供たちというのもいらっしゃると思いますので、その子供たちを健康に戻すということと医療サイドとの連携という部分で、単なる太っているだけじゃなくて、その中には病気が隠れているという子供たちもいると思いますので、その部分も配慮しながら是非お願いしたいと思います。

月曜日に保健福祉部関係の委員会があるので、この子供に関しては質問させてもらおうかなと思っています。

オール徳島といいますか、徳島県の健康寿命が低いというところも徳島県の一つの課題ですので、やはり子供のときから食生活と運動習慣を付けられるような取組が、ひいては徳島県の健康寿命が延びていくということにも反映されてくると思いますので、5年、10年、20年というスパンで是非取組を継続していただけるようお願いいたします。

それと、先ほど運動の話で、今日もニュースでも言っていたのですが、とくしまアラートが一つ下がったことによって何の制限が緩んだのでしょうか。

例えば、修学旅行であったり、運動会であったり、遠足であったりと、いろいろアラートが上がったことによって学校生活の中で部活の時間とか、部活の遠征とかいろんなところで制限が掛かっていたのですが、一つ下がったことで少し緩和されるというような話なのですが、具体的にどういうことが可能になったのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

岡田委員から、アラートが下がったことによってどのような活動の制限が緩和されるのかという御質問を頂きました。

まず、部活動でございます。9月19日以降の部活動の制限については、平日2時間以

内、これは9月1日から平日1時間以内としておったところを平日2時間以内に制限を緩和しております。

それから、休日に関しましては、2時間以内となっていたものが、休日は3時間以内の活動というふうに制限を緩和しております。

引き続き、合宿、練習試合等につきましては、県内外を問わず禁止ということにさせていただきます。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

修学旅行について、私から説明させていただきます。

修学旅行等につきましては、県立学校と各市町村教育委員会に対しまして、令和3年9月19日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策に関する通知を出しております。

その中で、学校行事についてということで、修学旅行、それから遠足等につきましては、県境を越えての修学旅行、遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。また、県内で実施する遠足、校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は感染症対策を徹底することとしております。

また、学校が所在する地域での感染状況や学校規模等により判断をしていただいているところでございます。

岡田委員

もう一つステージが下がれば、これもまた時間が延びていくのですか。

吉岡体育学校安全課長

部活動につきましては、ステージが下がればできるだけ以前の段階に活動時間を戻していきたいと考えております。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

前回のステージⅡの状況におきましては、修学旅行、遠足などの校外行事の実施については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域との往来は禁止とし、対象地域外との往来については、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体が定める対応方針等を十分に確認した上で慎重に判断するとともに、実施の際は感染症対策を徹底することとしておりました。

今後、また新たに下がった場合に関しては、再度検討していくことになるのではないかと考えております。

岡田委員

なぜこんなことを聞くかという、アラートの上がり下がりによって学校生活で子供たちが非常に楽しみにしている後期の遠足や運動会など、学校としても大きな行事として捉えられていることがあります。また、冬にはもう一つ大きな行事として卒業式があるので、それがアラートがまた上がることによって行ける範囲であったり、練習できる

範囲であったりというところが左右されていく。

だから、コロナ禍なので当然今できることに最善を尽くしてもらって、先生方にも考えてもらって取り組んでいただいているというのはあるのですが、アラートも急に下がる話で、今回も感染者数が減ってきているので、徳島ももう少ししたらまたアラートが下がるのかなと期待しているところであって、明確にできることを広報していただいて、県民の皆さん、保護者の方たちにこうなったらこうなるのだなというところを改めて正しい知識として理解していただくということをお願いしたい。

それと、当然、感染予防対策はした上でというところが前提となりますし、もう一つ、子供たちのワクチン接種も希望される方は進んできたりしていますので、そういうところの兼ね合いもあるとは思っています。ただ、ワクチン接種が進んでも、感染予防対策はしっかりと行って活動することになっていくと思われるし、大人の社会はそういうふうになっているので、学校現場としても普通の社会に準じて取組をされていくと思うのです。

長引くコロナ禍なので、予定が変わるのはもう皆さん当然慣れてきたところはあるけれども、できるようになったらやりたいなという、皆さんの我慢のしどころかなというところはあります。

そのあたりのタイムラグをなくして通知して、広報していただきたいということと、子供たちに向けても、こういう状況だからこうなんよという柔らかいメッセージの出し方もまた検討していただいて、皆さんがコロナ禍を克服できるように、みんなが頑張って感染予防対策をしながら1日でも早く乗り切っていけるように、取組ができるような広報の仕方というか、通達の仕方というのを考えていただきたいと思いますので、これもお願いしておきます。

それともう一つ、この間、高校入試の要項というのができたのですが、高校入試に関して、文化部の推薦は来年度からという話なのですが、今年に関しては、いつどういふふうな順番、どういふふうな段取りですというものが決まったようなのですが、どのような状況なのでしょう。

重田教育創生課長

ただいま岡田委員から、令和4年度の公立高等学校入学選抜に関して御質問を頂きました。

令和4年度の公立高等学校の入学者選抜につきましては、6月末に基本方針を策定して、7月末に生徒募集の選抜要項を策定しまして、具体的な出願方法あるいは選抜方法などについて策定しまして、ホームページ等で公表するとともに、冊子も作りまして配布させていただいているところでございます。

今後の流れやスケジュールでございますけれども、まずスケジュールにつきましては、スポーツや文化活動、あるいは学校が定める特色のある活動を重視する特色選抜、あるいは地元中学からの進学希望者を対象に行う連携型選抜につきましては、2月1日に試験の実施を予定しております。1月24日、25日に願書を受け付けて、結果通知は2月5日となっております。

次に、一般選抜につきましては、3月8日、9日に試験の実施を予定しております。願書受付は2月21日、22日で、志願変更は3月1日から3日でございます。結果通知は3月

16日に予定しております。

これらにつきまして、まず各高等学校の募集定員を10月下旬に公表予定としており、それに基づきまして、特色選抜や連携型選抜の募集人員の公表は11月中旬ぐらいを予定しております。

一般選抜で募集人員に満たないような場合に行う第二次募集選抜につきましては、3月12日に公表することとしております。

岡田委員

粛々と高校入試体制をとっていただいて、まだコロナの影響も受けるとは思いますが、少なくとも受験は去年も普通にされていたので、当然この定められた期間というのは変わることなく、目標を定めて中学3年生の子供たちには頑張ってもらいたいと思うので、やっぱり同じような話なのですが、いついつがそうだからという目標を定めて子供たちの頑張りに拍車を掛けてもらうように、ポテンシャルを上げて入試に臨んでもらえるように是非取組のお知らせをしていただきたいと思います。

それと、文化系が来年度からだから、今年は体育系に限るところなので、そのあたりの部分もしっかりと広報していただいて、それは令和5年度からですよという今年度との違いも是非お願いできたらと思います。

もう一つ、最近では議会もタブレットが入ったのですが、当然私たち世代がタブレットを使えるようになってほしいという希望があったのですが、小学校1年生のお母さんたちに言わせると、その子供たちは生まれたときから携帯があってスマホをずっと見ているので親よりも操作が上手だと言われました。

それで、今、学校でタブレットを教えてくれているけれども、読むこととか書くこととか、鉛筆の持ち方というところも併せて教育の現場で取り組んでほしいというような御要望を頂いたのですが、その件に関していかが思われますか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

岡田委員から、タブレットの活用も重要ではあるけれども、読む、書くという活動も重要ではないかという御質問を頂きました。

今年度はGIGAスクール元年と言われ、教育の情報化、子供たちのICT活用能力の育成を重要な課題であると捉え、学校におけるICT環境整備をはじめ様々な取組等を推進しているところではございます。

一方で、読み、書き、そろばんとよく言われるように、古くから我が国においては、書く活動であったり、読む活動であったり、計算したりする学習活動が熱心に行われてきており、国際的に見ても高い学力につながっているのではないかと考えております。

先般改訂されました学習指導要領にも、それぞれの教科の特質に応じて実際に体験をしたり、読んだり、書いたりする正にアナログの部分の大切にした教育活動が数多く位置付けられております。例えば、国語の書写、毛筆という時間であったり、図画工作、美術においても相応の授業時数が割り当てられておまして、感性や創造性を高める教育活動が展開されております。

従来から行われていた教育実践の蓄積の上に、ICTを活用した学習を行うことが大切

であるというふうに考えておりますので、今後ともデジタルとアナログという部分の調和の取れた教育活動を適切に推進してまいりたいと考えております。

岡田委員

タブレットを活用すると、例えば社会科で世界地図を見たり、いろんな世界の情景を見るというので学びが深まったり、美術の絵などでも、実物大がどんなものかがすごい分るとか、実際にもものすごく便利な部分があるのです。

しかし、多分10年後になってくると、今までの読むとか書くとか、読むのはタブレットでも読めるのですけれど、本をめくる音がしないとか、新聞紙を広げてもばさっという音を聞くことなく、タブレットでひゅいひゅいと見えてしまうので、昔にあったアナログというところの体験も併せてできるようなカリキュラムを是非組んでいただきたい。それが文化として残らなければそれはそれなのですけれど、やっぱりその情緒であったり風情であったり、日本人として持っていた本来の感性というのを残していけるものは残していただきたいという希望があります。

それと、お母さん方が言っていたのは、鉛筆の持ち方が非常に下手だから、やっぱりきちんと筆圧の加減とかを学んでほしい。昔だったら、小学校1年になったら鉛筆であいうえおの書き方ばかり習っていた時間があったけれど、そういうのが全てではなくなって、タブレットが使われてくると、子供たちはどんどんタブレットのほうに興味を持っていく分、アナログ的なことが失われていくというか、なかなか親としても時間をとってあげられないというジレンマを感じるという話だったのです。

今のお話でしたら、それが両立できるように今後の教育カリキュラムが作られていくことでしたので、本来の子供たちの基本的な人間としての能力につながるようなところは残していただきたい。

そして、英語の発音はタブレットのほうが上手だというような人もいらっしまったので、いい情報はタブレットで取ってもらって、そういうそれぞれの良い利点を生かした学校現場になるように、是非取組を進めていただきたいと思います。

庄野委員

何点か質問させていただきます。

まず、コロナ禍の中で、教職員さんの働き方改革にのっとった改革はできているのかどうか。超過勤務、残業時間等々が非常に増えているのではないかなというふうに心配するわけですが、現状はどうですか。

高崎教育政策課長

ただいま庄野委員より、教員の働き方改革の観点から、残業時間は昨年と比べてどうかという御質問を頂きました。

教員の残業時間につきましては、時間外在校等時間として把握しておりまして、小中学校につきましては令和3年4月から出退勤システムを活用して把握しているところでございます。その上で、市町村教育委員会から御報告していただいております。

一方、県教育委員会では、平成29年度より小中学校と県立学校における時間外在校等時

間を調査して把握させていただいております。

ただ、この調査方法は一定期間、また職員を抽出して行っていたことや、昨年度は5月下旬まで一斉休校としていた状況がございましたので、一概に単純な比較は難しいところがございますけれども、小中学校については、4月から8月までの時間を報告したものと昨年度を比べますと減少しております。

一方、県立学校につきましては、若干でございますけれども、少し増えているという状況がございます。

庄野委員

教職員の皆様方も本当に大変な状況だろうと思いますけれども、教育に携わる方々が元気でないと子供たちも元気にならないと私は思うのです。

だから、そうした超過勤務による体調不良とかがないようにしていただきたいと思いません。

それと、教員の方は超過勤務手当が出ていませんよね。だから、超過勤務をするということは、すなわちサービス残業的なものになると思いますので、きちんと出退勤の時間を把握した上で、多く残業しているような方がいらしたらそれをチェックしていく。管理職といいますか、そういう方々がオーバーワークになっていないかどうかというようなことも細かく聞いてあげるとか、そういうふうな配慮が要ると思いますので、よろしく願います。

それと、本県ではこんなことはないと思うんですけれども、他県で教員の数が足りずに始業式のときに担任教員が配置できないという事例があるとお聞きしたのです。

本県での教員はきちんと足りているのかどうか、教員の採用不安はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

今田教職員課長

ただいま庄野委員より、教員不足に関する本県の状況について御質問を頂きました。

教員不足に関しては、委員御指摘のとおり、他県においては年度当初において学級担任が不足し、教頭等の他の教員で対応する等の状況が生じているという報道等がなされていると承知しておりますけれども、本県の公立小中学校においては、そうした学級担任が不在といった状況は生じておりません。

また、令和元年度に実施した教員採用審査におきましても、本県の採用倍率は小学校で3.6倍、中学校が5.0倍ということで、いずれも全国平均と同等か、それを上回る倍率となっております。

引き続き、教員採用審査による専門性の高い教員の採用等に努めまして、教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

正規の教員、それから非正規雇用教員について、私がインターネットで調べたところによりますと、文部科学省の調査で2005年という今から16年前ですけれども、2005年には、非正規の教員が全国で8.4万人、12.3パーセントだったものが、今から10年前の

2011年には11.2万人、16.1パーセントへと増加したということが言われておりました。

全国的には今はもっと増加しているのだらうと思いますけれども、本県において、非正規雇用教員への依存度というのがかなり高まっているのではないかという気がするんですけども、その状況はどうですか。

今田教職員課長

ただいま庄野委員より、本県における非正規教員の率ということで御質問を頂きました。

まず、公立小中学校における非正規の教員といたしましては、任期を定めた臨時的任用教員と、例えば小学校における専科指導や特別な支援を必要とする児童生徒のサポート等のために配置をいたします非常勤講師とがございます。

本県の公立小中学校の教員定数に対する非正規率は、令和2年度で約8パーセントとなっております。

なお、文部科学省の調査では、令和2年度の全国平均の非正規率は、教員定数ベースでは本県と同程度の約9パーセントとなっているところでございます。自治体によっては、2パーセント程度から10パーセントを超える自治体までばらつきがあったという文科省の調査にはなっております。

この点については、文部科学省のほうもこういった実態を踏まえまして、将来的な過員が生じないように、一定程度非正規教員を配置せざるを得ない状況もあるということには理解するものの、正規教員の率を可能な限り高めていきたいというスタンスをとっております。本県としましても教員採用等を通じまして非正規率の改善に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

非正規の方々は、多分ティーチャーズバンクとかに登録していて、産休の代替要員でありますとか、病気の代替要員でありますとか、そういう形なんだろうなというふうに思います。

教員はきちんと正規職員で、全てそうするというのは難しいとは思いますが、本来は正規雇用の教員がいるのが常態であって、不規則的に病気とか育休とか、そういうときに入るとするのが非正規の教員だろうなと思いますし、私はそうするべきだと思うのです。

今後、35人学級が順次導入されてきますと、先ほど私が申し上げた教員の不足分も含めて、かなり多くの教員を採用する計画を持っていないと足りなくなるようなところも出てくるのではないかなというふうに危惧しております。

それと、長いこと臨時教員ばかりしていて、なかなか試験を受けても通らないという方もおられると思うのですが、先生をきちんとできるだけ正規で採用してあげて、教育の責任者として子供たちに向き合っていただきたいなというふうに私は思うのです。

先ほどの答弁は、できるだけ正規の教員で採用できるように頑張っていただけというような理解でよろしかったですか。

今田教職員課長

ただいま庄野委員より、35人学級が実現するということも踏まえて、正規教員を増やしていくべきではないかという趣旨で御質問を頂きました。

まず、非正規の教員につきましては、児童生徒数の減少に伴いまして教員定数も減少傾向にあり、将来的な過員を避けるためにも全員をなかなか正規教員とすることは困難であるという事情がございます。

それから、子育てと教育の両立のために産休、育休等を取得する教員の補充というのは引き続き必要であり、また定年後の働き方として短時間勤務へのニーズも一定程度はあるということです。

非正規の方を一定程度配置せざるを得ない状況というのもございますけれども、なるべく安定した雇用条件の中で学校の子供たちへの教育に携わっていただく、教育水準の維持向上のためには、可能な限り正規教員の割合を高めていく必要があると考えております。

本年3月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法が改正されまして、小学校においては令和7年度までかけて35人学級を実現していく、当該学級編制標準の引下げに伴い必要となる教員定数が基礎定数化されていくということで、これは今後の計画的、安定的な教員採用に資するものと考えております。

県教育委員会といたしましては、教員定数の状況や今後の教員の退職者数等の状況を踏まえつつ、教員採用審査における継続的、計画的な新規採用により非正規率の改善に努めますとともに、先ほど御指摘いただいたティーチャーズバンクの整備拡充によりまして、臨時教員が必要な場合であっても質的なレベルが維持できるように取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

政府が8月25日に幼稚園や小中学校等に抗原簡易キットを、これはすぐに結果が分かるというふうなことで、30分程度で結果が判明するコロナの抗原簡易キットを配布する方針であるということが出ておりました。

あれから1か月余りたっていますけれども、徳島県における配布の現状はどうなっていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま庄野委員から、幼小中高の抗原簡易キットの配布状況について質問を頂きました。

県立高校におきましては、総合寄宿舍、単独寮を置く高校や特別支援学校などの20校が希望しておりまして、そのうち18校にもう既に配布されております。残りの2校につきましては、国からの配布を待っている状態です。

また、幼稚園、小学校、中学校に配布される抗原簡易キットにつきましては、先週末から学校又は教育委員会など、指定した場所に送付されていると聞いております。

庄野委員

もう既に配布したり、配布計画があるということです。簡易に検査が短時間でできるということで、非常に有効だろうというふうに思いますので、是非、今後とも学校の希望に沿った形で、先ほどの部分と併せて充実させていただきたいという思いで質問しました。よろしくをお願いします。

それと、この間、小学校でいじめの問題がありましたね。

一人1台端末ということで、チャットに書き込みがされて、それでいじめがあつて亡くなったという事件があったのですけれども、本県での教育現場では、そういう一人1台端末を用いた不適切な使い方への対応、予防みたいなのは何かやられていますでしょうか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま庄野委員から、東京都町田市での事案について、県ではどのような対応をしているかという御質問を頂きました。

これまでも児童生徒に対して、いじめは決して許されない行為であり、しない、させない、見過ごさないという態度の育成や全教職員による組織的な対応に取り組んでまいりました。

この事案については、学校から一人1台配布されたタブレット端末を介したいじめ行為があったのではないかとの報道があったもので、タブレット端末の利用IDが出席番号であったことや、パスワードがクラス全員同一で、容易にほかの児童に成りすますことができたことが要因の一つであったと推察されているところです。

いじめに関する問題については、タブレットの利用にかかわらず、児童生徒の生命や心身に関わることでありますので、全ての学校において教職員一人一人がふだんから危機意識を持って取り組むべき重要な課題であると捉えております。

この事案の報道を受けまして、先日9月16日に、県立学校や市町村教育委員会に対して一人1台端末の安全で安心な利用についての通知文を発出するとともに、同日に開催されました県立学校管理職及び市町村教育委員会教育長を対象とした連絡会議においても、指導の徹底と未然防止の対応を依頼したところでございます。

庄野委員

ふだん考えられないようないじめ事象というのがどんなところから出てくるのか分かりませんので、その辺は十分に気を付けられていると思いますけれども、この度の事案を受けて早急な対応もされているようなので安心しました。これからも、子供のそうしたかわいそうないじめがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、県議会の本会議でも多くの議員さんが質問されていましたけれども、ヤングケアラーの問題です。こここのところ随分、紙面にもヤングケアラーのことが載っています。

例えば、本県の小学生や中学生とかで、そうした生徒さんがいるのか。私はこんなことで大変なんですというのは、なかなか言わないと思うんですけれども、その把握というのは何か気を付けてされているところはあるんですか。

例えば、学校に来ていても半分くらい寝ているとか、疲れているとか、そういうふうなことで、どうしたのというふうに聞くような場合もあると思うんですけども、結構いろんな紙面とかを見たら多いようなんです。

本県でそういう把握とかは何かされているのか。そのような事例はあるんですか。

森下人権教育課長

ただいま庄野委員より、ヤングケアラーの実態について御質問を頂きました。

県教育委員会としては、ヤングケアラーの実態調査については行っておりませんが、昨年度、厚生労働省と文部科学省が全国の中学生2年生と高校2年生の約1割、約17万人を対象に実態調査をしております。その報告には、中学生が5.7パーセント、17人に一人、高校生が4.1パーセント、24人に一人いたことが示されました。その内容については、幼いきょうだいの世話や病気や障がいのある親の世話をするケースが多くなっており、世話をする頻度は、回答のあった半数弱がほぼ毎日と回答しております。

教職員は、子供と接する時間が長く、家庭環境を把握しやすい状況、立場にあることから、ヤングケアラーに気づきやすい立場であるということ認識して、子供の欠席や遅刻、身だしなみ、学習状況の変化など、僅かな変化を見逃さないようにしてしっかりと子供の背景にある家庭環境などを把握するなどして、学校現場でのヤングケアラーの早期発見に向けて、学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

子供と接する時間というのが長いということで、僅かな変化とか、そういうことに気を付けていただいているということです。

そういう本当に勉強する時間もなくて御飯を作ったり、お世話したり、入浴の介助をしたり、本当に苦しんでいる子供もいるのかなというふうに思います。そういうときには、福祉の関係やそうしたところにきちんとならぬことによつて、その状況が改善されるという場面も私はあると思います。ヘルパーさんに入ってもらふとかね。

そういうふうなことまでなかなか分からずに、そうしている事例というのがあると思いますので、先生方も大変な状況ではありますけれども、そうした人に、どうなの、大丈夫なのというふうな声掛けみたいな、相談しやすいような体制づくりをよろしく願いを申し上げます。

南委員

GIGAスクール構想について、庄野委員が今言った中にもちよつと関連した部分もあつたりするのかなと思いますが、現実に今学校でタブレットが配布された中で、市町村レベルではやはり環境が整っていないのではないのかと。

ネット環境では、全員が同時に操作すると固まったり、実験的にやっていると大丈夫なのに実際の授業になると固まって動かなくなったりして、現実に使われていないようなイメージがあります。私の息子が中学生なんですけれども、技術の時間にちよつと使っただけということで、まだ始まったばかりでこれから改善されていくとは思ふんですけども、その辺はどのように把握していますか。

古味総合教育センター所長

ただいま南委員から御質問がありました通信環境及び利活用の状況について、御説明申し上げます。

現在、通信環境についてでございますが、市町村の状況については、市町村のほうにちょうど9月に問い合わせたところでは、今は支障ないと聞いているところでございます。

県立学校におきましては、通信回線の増設等を行って、ほぼ問題なくいける状況になっているというふうに考えております。一部できていない県立学校もありますが、近々増設する予定にしておりまして、今のところは学校の生徒数が少ないということもあって、県立についてはそんなに影響はないと考えておりますので、通信環境は大丈夫であると思っております。

それから、利活用の状況についてでございますが、まず県立学校におきましては、6月にとくしま・G I G A推進月間、それから夏季の休業期間中に一人1台タブレット端末を効果的に活用する機会を設定するなどして、自宅への持ち帰りも含めて実践的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、学校での活動におきましては、授業支援ソフトを使った生徒個々の学習状況を把握した授業実践や、O f f i c eアプリを利用した調べ学習のまとめ、発表。それから、家庭におきましては、学習支援アプリを使った学習内容の復習や苦手分野への対策、長期休業中の個別学習など、従前の学習を置き換えるのではなくて、I C Tの活用を生かした教育活動に取り組んでいるところでございます。

次に、市町村の学校における活用状況についてでございますが、こちらについても9月9日の市町村教育委員会へ聞き取りを行ったところでは、全ての学校で活用が開始されていると聞いております。

これから徐々にこの活用の回数等が増えていくだろうというふうに思いますので、県教育委員会としても、利活用が促進できるように進めていきたいと考えております。

南委員

実験的にやればそんなにトラブルが出ないんだけど、実際にやるとトラブルが出て、そのときにはちょっと趣味程度でコンピュータに詳しいという人では全然太刀打ちできない。やはり専門家のアドバイスが欲しいというような意見もあって、学校の先生がそこから踏み出して余分に使うという気持ちになかなかないんじゃないのか。

そういう中で、トラブルがあったときの相談窓口とか、そういうのを充実させてほしい。このG I G Aスクール本来の目的というのは、日本がどうしてもI C Tの教育化が遅れていて、やはり世界に通用するための教育をしていかないといけないという中で始まったと私は思っているので、コロナ対策に使うのもこの時期ですから仕方がないとは思いますが、もっとコンピュータに合わせた発想の仕方、これまでの発想の仕方と違う発想の仕方というのがこれからの世の中に必要な中で、それを早くに身に付けていくというのが大事だと思っています。

そこで、学校の先生が前向きになるためには、環境が整ってないと非常に厳しいなど。

そこを教育センターのほうが何かトラブルがあったときの相談窓口とか、そういうのを作ることによって、トラブルがあって止まることが少なくなるようにして欲しいなということをお願いしたいと思います。

それと、先ほどの庄野委員のお話にあったタブレットでのいじめというのは、ある程度自由に使わせないとスキルは上がらないし、その中で、そういういじめ問題が起きたときに管理をどうするんだという部分があります。二律背反でやりづらいというのがあるんですが、本当にきめ細かく対応してほしい。やはり通達だけで済むような話ではなくて、それぞれの教師の方にどれだけ感性を上げて、そういうことが起こっていないかというのを感じる能力というのがまた必要なのかなというふうに思います。

それと、今、高度な利用ばかりを言っている部分もありますが、私の子供が小学校に入ったぐらいにちょうどジャストシステムがスマイルゼミなんかを始めて子供に与えたのですけれど、平仮名を書いても認識してくれなかったのです。それから10年近くたっているので、認識率が大幅上がっていると思うけれど、小学校1年生ぐらいの字が下手な子だとなかなかコンピュータが反応してくれなくて、うちの子は嫌気が差してすぐに辞めましたけれど、コンピュータに認識されやすい字の書き方とか、見て美しい書き方ではなく、コンピュータに認識されやすい字の書き方、そういうところも含めて教えていただきたいとお願いして終わります。

達田委員

先ほど予算のほうで御説明がありました学校における戦略的モニタリング検査推進事業について、何点かお伺いしたいと思います。

これで今回4点、部活動、施設実習や就業体験を行う場合、また寮生等の県外出身者、就職や進学で県外受験する生徒ということで、検査の予算が付いているのですけれども、8月27日に文科省のほうから、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインというものが出されております。6月にも同じような事務連絡が出されておまして、学校において濃厚接触者であるとか、こういうふうにして決めていくのですよということが書かれているのです。

今回の予算を見ましたら、国の支援対象になっていない部分を県がきちんとフォローして検査をしていこうというようなことだと思うのです。非常に積極的な予算が付けられていると思うのです。

それで、ガイドラインに基づく検査というのが、そもそもどういうふうな状況で行われてきたのかということをお尋ねしたいのですけれども、学校で感染者が出た場合に濃厚接触者あるいは周辺の検査対象者として、無料でPCR検査を受けられますよという対象者は、今までどれぐらいの人数が該当してきたのか、分かりましたら教えていただきたいです。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま達田委員から、文部科学省から出ました対応ガイドラインに基づく検査の状況について質問を頂きました。

この文科省から出ました対応ガイドラインは、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定された状況下にある地域で実施すると聞いております。

本県の場合は、今のところ緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域になっておりませんので、このガイドラインに基づく検査とかはしていませんが、もし学校に陽性の生徒が出ましたら、保健所と協力いたしまして濃厚接触者、接触者を特定しまして、行政検査として濃厚接触者、接触者の検査を速やかに行っているところです。

達田委員

今回出されているのが、おっしゃったように緊急事態宣言の対象地域とか、まん延防止の対象地域ということで出されているのですけれども、飲食店に対するいろんな支援であるとか、ほかのいろんな事業を見ましても、別に対象地域にはなっていないのだけれども、対象地域に準じるような対策として感染防止対策という意味でやられてきていると思うのです。

ですから、徳島県においても、対象地域ではないとしても学校で感染防止を図るという意味で、このガイドラインに基づいた取組をしていくべきではないかと思えますし、実際に県がやっているのはこれに基づいてやっているという部分が非常に大きいと思うのです。

ですから、もっともっと検査の対象を広げてもらいたいというような御要望を私どもはずっと続けてきたのです。今はちょっと感染が収まっていますけれども、いつまた第6波がやってくるかも分かりませんし、迅速な検査を進めていくという意味では、このガイドラインというのは非常に重要な指摘をしていると思いますので、これに基づいた検査を是非やっていただきたいと思うのです。

そこで、特に周辺の検査対象者についてお尋ねしたいのですが、濃厚接触者となれば全員を検査しますよね。周辺の検査対象者といいますと、感染者が出た場合に同じ学級の子供さん、それから同じ部活動をしている人、それと寮で生活している人というのが周辺検査対象者になるのですけれども、県はこういう人を全部検査していると私は思っていたのですけれども、していますよね。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、学校内で感染者が出た場合の濃厚接触者、接触者の特定とその検査について質問を頂きました。

学校の中で感染者が出た場合は、保健所と学校が連携いたしまして、濃厚接触者、接触者の特定を行います。その濃厚接触者、接触者の特定を行った後、速やかに行政検査のほうに移るといふようになっております。

達田委員

ということは、感染者が出たクラスの子供さんは全て検査をしたのでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、陽性が出た場合にそのクラス全員の生徒を対象としてPCR検査を行っ

たかという御質問を頂きました。

これは、感染した子供の生活の様子など、保健所の聞き取りに基づきましてその範囲が特定されますので、保健所の指示に基づきましてクラス全員をする場合もあれば、その友達、部活などを範囲とする場合があるというふうに、保健所の指示に基づきましてPCR検査を行っているところであります。

達田委員

ということは、同じクラスであっても検査した人としていない人がいるということですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、同じクラスでもPCR検査をする人しない人がいるのではないかとこの質問を頂きました。

それは、先ほども言わせていただいたのですけれども、保健所の判断に基づきまして全員する場合もあれば特定される一部の生徒に限られる場合もあるということになっております。

達田委員

今、変異株の感染力が非常に強いということが言われておりますよね。そして、感染者であってもウイルス量が多い少ないというのがあって、非常に多くのウイルスを持っている方もいると。そして、症状が全く出ないけれども、感染している方もいるというようなことで、多くの人を幅広く検査しないとなかなか分からないし、感染防止対策として素早く対応できないというようなことが言われております。

ですから、かなり前は飛沫^{まつ}感染ということが言われていて、せきやくしゃみを防ぎましょうということが言われておりましたけれども、今、エアロゾルとか、空気感染ということも言われておりますので、万が一のことがあります。ですから、感染者が出たクラスは、全員検査をするというような体制をとっていただきたいと思うのです。

ということは、国が示しているこのガイドラインを全ての地域に当てはまるようにしてもらいたいという要望を県からも出してもらいたいと思うのです。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出ていようがいまいが、学校で感染者が出ました、あるいはクラスターが出ましたという状況はあるわけですので、子供たちを感染から守るという立場であれば少なくともこのガイドラインは全ての学校に当てはまるようにしてもらいたい、全ての県に当てはまるようにしていただきたいと思うのです。

ですから、県として、国に対して幅広い検査に対して行政検査ができる、国からのお金が出て支援ができるというふうな状況にってもらいたいという要望を是非強めていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、検査の範囲を広げていただきたいという要望を国のほうに強くしていったらどうかという御質問を頂きました。

現在、先ほど説明させていただきましたように、保健所が指定した濃厚接触者と接触者は行政検査を行っておりますが、県教育委員会といたしましては、複数名の陽性者が確認された学校におきましては、家庭内での二次感染を未然に防止するとともに、児童生徒のより一層の安心へつなげることを目的にモニタリングのPCR検査を実施しております。

これは、複数の陽性者が出た学校を対象に、全ての教職員と生徒から希望を取りまして、PCR検査を行っているものであります。

達田委員

国に対して、幅広い検査がどこの県でもできるように行政検査の対象を広げてくださいますと、このガイドラインに応じて全ての県の学校がきちんと検査ができるようにして欲しいという要望をしてもらえませんかという質問なのですけれど、その点はいかがですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

現在のところ、県教育委員会としましては、この面的なモニタリングのPCR検査を実施して広い範囲の検査を行い、感染者の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

今、学校で発生した場合はいろいろと検査とかをされておりますけれども、全く発生していないところで高熱が出た、本当にコロナでないのかということで心配されて、そして病院に掛かっても検査してもらえないというような御意見も伺っているのです。

ですから、それは風邪でしょうとかということで済ませられてしまって、本当はPCR検査をしてほしいのだけれども、してもらえなかったとかいうお声が聞かれます。PCR検査はどこに行ったらしてくれるのですかという質問が何人もの人から寄せられているし、調子が悪くなったらこれはコロナでないのかなとみんな心配されるのです。

ですから、そういう検査がきちんとできるのであれば心配ないかと思っておりますけれども、実際に学校でこういう感染者が出た場合、これは複数のとおっしゃいますけれども、私は一人でも出た場合に希望者は全て検査をするべきではないかと思うのです。

このガイドラインは非常に重要なガイドラインですけれども、全ての市町村といいますか、都道府県には当てはまっていないということが本当に残念なことだと思いますので、この検査範囲をきちんと広げていただけるように国に要望していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、部活動では事前も事後もきちんと検査をするべきではないかということをお願いしておりましたが、ここにも県内、県外大会等に参加する生徒や教職員の方は事前及び事後に希望者にPCR検査を実施ということで、これは一つ前進しているなど思うのです。

これは、大会等となっているのですけれども、学校によったら練習試合なんかでも県外と交流というのがかなりあると思うのです。特に強いクラブなんかは、県外との交流試合なんかをよくしておりますけれども、そういう場合にも当てはまるのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

今回の戦略的モニタリングPCR検査につきましては、練習試合は想定しておりません。

達田委員

ということは、練習試合そのものが、学校ではされていないということなのですか。それとも、やっているけれど検査はしていないということなのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

達田委員から、練習試合はしていないのかという御質問であったと思います。

練習試合はこれからも予定されているとは思いますが、今回のPCR検査の対象には入れてございません。

達田委員

先ほどおっしゃったモニタリング検査は、家庭とか学校とかにキットを配ってやるというような検査の方法もあるということなのですか。練習試合の場合はそういうのも対象にならないのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

先ほどの達田委員の御質問でございますが、練習試合に関しましては今回のPCR検査の対象ではないということでございます。

達田委員

感染は県外からというようなイメージがずっと付いて回っておりますので、行く場合は心配ないというようなイメージがあるかも分かりませんが、あらゆる場面を想定して、万全を期して事前、事後と検査ができるように工夫していただけたらと思いますので、是非よろしく願いいたします。

それから、コロナに関連して先ほども御質問ありましたが、様々な行事が中止になったり、縮小になったりして、この2年間、子供たちは季節感のない学校生活を強いられているわけです。

秋の文化祭、体育祭、それから修学旅行といろいろありますけれども、もう既に今年はやりませんというようなところもぼつぼつあると、場合によっては行けるというようなこともお聞きしているのですが、県内の小中高とこういう学校の文化、体育のこうした行事については、今どのようなことになっているのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

達田委員から、県内の運動会、体育祭の実施状況等について状況を教えていただきたいという御質問を頂きました。

体育祭や運動会につきましては、新型コロナウイルスの対策をしながら多くの学校が実施予定となっておりますけれども、地域の感染状況によりましては時間短縮とか、入場制限等を検討している学校もございます。

全日制の高校におきましては、五つの学校で体育祭が中止をされておりますが、そのほかの学校につきましては、延期とか時間短縮、種目の変更、それから競技参加人数を減らす等の対応をして実施となっております。

定時制高校では、従来から体育祭を実施している学校は三つの課程で行っておりますけれども、それぞれ時間短縮や種目の変更で実施予定となっております。

特別支援学校は、全ての学校で運動会又は運動会に代わる行事を予定しておりましたけれども、1学期に二つの学校で中止、そのほかの学校につきましては、時間短縮や入場制限、内容を変更して実施予定というふうになっております。

小中学校につきましては、市町村教育委員会に問い合わせたところ、一部中止を検討している市町村もありますが、多くの市町では延期又は規模の縮小で再開する予定というふうに聞いております。

達田委員

そういうコロナ禍の中で、本来あるべき行事がいろんなことでできないというような状況になっていると思いますけれども、様々な工夫をして縮小したり、いろんなことをしたりして感染防止対策を十分に気を付けてやっていこうということをされている学校も多いと思うのです。

それで、子供さんたちに季節感というか、そういうものをきちんと共に喜びを分かち合っていくという、そういう教育が本当に大事だと思うのですけれども、できないというような中で、教育委員会としてどういう取組をしたらこういうふうな代わりのものになりますよというような工夫を示しておられるのか。

いろいろ難しいですけれども、何かこう今までとは全く違う取組になってきたとか、新しい取組ができていうようなところがありましたら、是非教えていただきたいと思っております。

吉岡体育学校安全課長

各種学校行事について、いろいろなコロナ対策を行って実施する中で、どのような工夫をしているかというような御質問であったと思います。

特に、運動会や体育祭につきましては、まず保護者の観覧制限でありますとか、今までやっていた時間の短縮、それから種目の変更、密接、密集を避けるような種目での実施、それから生徒同士での行事の中でも精選して種目数を減らしたり、特に生徒同士に人気があるような種目を残して実施するというような形で工夫していると聞いております。

達田委員

修学旅行もなくなってしまったということで、去年もものすごくがっかりしている子供たちの姿を見てきたのですけれども、何かの形で本当に大きな思い出に残るような代替え行事といたしますか、そういうのができましたら是非学校で取り組んでいただきたいと思っております。

それから、もう1点は、以前、生理の貧困ということで各委員さんからも質問がございました。

それで、各学校に生理用品等を配布したりするというようなことが言われておりまして予算も付けられていたのですけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、生理の貧困への学校の対応について御質問を頂きました。

徳島県におきましては、国の交付金を活用しまして、未来創生文化部男女参画・人権課が、コロナに負けない！女性つながりサポート事業を実施しております。

その取組の一つとしまして、生理の貧困の状況にある方に、学校等を通じて生理用品の提供を行うとともに、相談の実施や相談窓口の案内等の支援につなげるとしております。

県教育委員会におきましては、知事部局と連携しながらこの事業に協力しているところでありまして、現在、学校及び市町村教育委員会に対するウェブによる説明会や具体的な提供方法、設置場所について協議している段階です。

達田委員

ということは、まだ子供さんたちには直接渡していないのですか。

これからどういうふうに渡そうかという相談をしているという状況なのでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

達田委員から、生理の貧困の学校対応の進捗状況ということで質問いただきましたが、委員がおっしゃるように、その協議を男女参画・人権課と一緒にしている段階であります。

達田委員

では、1点、要望させていただきます。

既に取り組まれている自治体なんかでは、保健室に取りに行きなさいというようなところもあるらしいのですけれども、非常に子供さんが行きにくいですよね。

ですから、そういうのではなくて、トイレットペーパーと同じようにトイレに配置しましたら、貧困家庭であっても、うっかり忘れてきたという子供さんも気兼ねなく使えるという状況にしていきたい。そういう要望が、子供さんや保護者からも出ておりますので、是非、子供が遠慮なく使えるような状況にしていきたい。先生に言っていかなければいけないとか、保健室へ行かなければいけないとか、中には借りたら後で返してくださいという学校もあるようです。これはとんでもないことだと思いますので、そういうことがないように、是非取組を進めていただきたいということを申し上げて終わります。

大塚委員長

午食のため、休憩いたします。（12時03分）

大塚委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

吉岡体育学校安全課長

午前中の答弁について、1点訂正させていただきます。

岡田委員から、県内の肥満傾向児の状況についての御質問の中で、12歳は小学校6年生と答弁いたしましたでしたが、中学校1年生の誤りでございましたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

西沢委員

25年ぐらい前に、徳島県はみそ汁の塩分が高いのではないかとということで、婦人会かな、塩分濃度の状況を調べさせたことがあったと思うんですけど、あの結果は多分徳島県はほかの県よりも塩分濃度が少し高いのではないかと、そんなことが健康にも影響しているということを感じたんですが、徳島県はその結果を受けて何か行動を起こしたのかなというのがすごく気になっています。

健康のいろんな調査をするのはいいんですけど、それを後からうまく利用するということをやっているのかなという思いがあるんですけども、どうなんですか。そんな昔のことは分からないですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、二十数年前の徳島県の塩分摂取の調査に基づいた教育委員会の対応ということで質問を頂きましたが、残念ながらその対応につきましては私自身把握しておりませんので、現在のことをお伝えしたいと思っております。

現在、健康診断を毎年6月までに行いまして、その結果に基づきまして、統計が12月ぐらいに出ています。その統計に基づきまして、体育学校安全課といたしましては、各学校に通知いたしまして、その対応を考えていただいているところであります。

本年度は、特に各市町村の肥満傾向児の数値と県平均を比較した数値を各市町村に送りまして、その市町村ごとにどれぐらいの肥満傾向があるのかということ把握していただきまして、それに基づき年間の生活習慣改善プロジェクトの計画を立てていただいているところであります。

西沢委員

先ほど岡田委員が、全県の肥満の状況というのを言っていただきましたけれど、徳島県の西部とか南部とか、地域別の状況はどうですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま西沢委員から、地域ごとの肥満傾向が分からないかという質問を頂きました。

実際のところ、各市町村ごとに肥満傾向の高い割合の市町村を抽出していきますと、原因はまだ分かりませんが、県の北部が非常に高い数値を示しているところであります。その高い数値を示しているところにはこちらから働き掛けをしまして、肥満の対策をお願いしているところであります。

西沢委員

その後、それを受けて、地域ごとの食事の在り方というのは、その差は調べていないですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

肥満傾向というか、身長や体重といった数値は調べていますが、食事内容までは調べることはできていません。

西沢委員

各地域によって食事の味の在り方というのは大分違うと思います。

前に西のほうの先生に、魚を送れと言われたことがあるんです。南部のほうは魚を取ってきてすぐ近くだから新鮮なんだけれども、徳島県内でもちょっと中に入ると塩漬けにしてみたりして、新鮮さが昔から違うという歴史の中で、今でも直接魚を送ってもらうということに対しては、私らが思う以上に何か違うのかなという思いがありました。

だから、食事なんかでもそういう流れの中で、味付けなんかでも塩分が多いとか少ないとかというのが地域ごとに大分違うんじゃないかなという気がします。徳島県が全国の中でどんな地域かというのは分かるけれど、徳島県内の地域ごとでもその差はかなり大きいんじゃないかと。中のほうと海側のほうとでは、食事の在り方が大分違うんじゃないかな。昔から味が濃かったら、今でもその流れで味が濃い。それが常識になってしまっているようなこともあるんじゃないかなという気がします。

だから、そういう食事の在り方をそこまで踏み込んで調べなかったら、なかなか全体像を把握できないんじゃないかなと思います。それはそれで置いておきます。

それから、学校のほうではタブレットをこれからずっと使用するという状況になると思うんですけど、前に私が言ったタブレットを使用するときの健康面もこれからどうなるのかなと思います。

数日前にNHKを見ていたら、タブレット脳といってタブレットを使うことによって脳が変化するんだというのが最近分かってきたとか、タブレットを使い過ぎたら今度はタブレット依存症というのかな、使うことがやめられないというようなこともあったりしますから、タブレットを使うに当たっての健康管理そのものも非常に重要だと思います。

だから、学校にそういう専門の人を配置する、役割を与えるという形も必要んじゃないかなと思います。どう思いますか。タブレット使用に当たっての健康管理も重要になってくるんじゃないか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、タブレットを使用することで影響を受ける健康課題について質問を頂きました。

県教育委員会体育学校安全課といたしましても、それらをすごく危惧しているところがあります。タブレットを使用するのは確かにすばらしいことなんですけれども、それに伴いまして視力の低下や運動不足など、いろいろなマイナス要因もあると認識しております。

そこで、県としましては校長会をはじめ各種の部会、生徒指導や養護教諭、保健主事な

どにおいて、スマートフォン等の安全で安心な利用のためにというホームページを立ち上げたことをお伝えしまして、その活用をお願いしているところであります。

そして、養護教諭、保健主事の研修会におきまして、視力を含むICT活用における健康面への配慮ということも行っております。

また、本課が行っている講師の派遣におきましても、各学校のほうでPTAの研修会などを通して、視力の低下やタブレット使用時の注意など、講師をお呼びしてPTA、保護者と子供に研修をする機会を設けている学校もあると聞いております。

西沢委員

タブレットの使用に当たっては、そういう健康面の問題、それからいろんな教育の仕方、タブレット教育の在り方がいろんな学校でそれぞれが競い合うような状態になってこないかなと思います。

私らのように年がいくと、そういうタブレットを使うのは不得手なんですよね。不得手な人と得意な先生もいるだろうけれども、ただ単に使うだけじゃなくてそれをどうやって使ったらいいのかとか、そういう単なる機能を使うだけじゃなくて計画性を持ってタブレット教育をやっていく。そういう競争がこれから全国で始まるような気がするんです。

学校ごとにそういう在り方を考えていかないといけない状態になってくるので、そういう専門的な人を配置する必要があるんじゃないか。そのためには、例えば採用するときそういう能力を持った人を人数を決めて採用するとか、そういうことまで必要なのかどうか、そんなことまで考えるんです。タブレット教育そのものの在り方が、これからかなり幅を占めてくると思うので、そのあたりを先取りして対策を練っていく。

少人数学校だったら先生が少ないから、その中で、あなたはタブレット専用の先生ですよと言われてもなかなか難しいかも分からない。そういうところをどうするのかとかね。やり方をきっちり決めてやらなかったら、少人数の学校ほどうまくいかない。学力が低下するということもあるかも分からない。そんなことも含めてこれからどうしていくのか考えていかないといけないと思うんですけれども、いかがですか。

古味総合教育センター所長

タブレットの活用についての支援ということで御質問を頂きましたが、特に人的支援の問題について、今、総合教育センターのほうではGIGAスクール推進課を立ち上げまして、24名体制で支援する形をとっております。

そして、各市町村の学校及び県立学校等から様々なタブレット利用に関する質問など、そういうものに関しては丁寧にその質問に対して、こちらのほうから支援していくということをしております。

また、各学校のほうからタブレットの活用における支援について、いろいろな研修等を各学校で行ったり、オンラインを通じて各学校への支援を行いながら、各学校でのタブレット利用についての計画的な支援を行うような形でやっております。

西沢委員

先ほども言いましたけれども、タブレットを単に使用するというんじゃなくて、機能は

分かるというんじゃなくて、それをうまく利用して教育でこんなことができる、あんなことができるということを考えていかないといけない。

そのためには、やはり専門的な知識が要るのかなと。そういうことを考えて実行できるようなところまでやれる人間というのは、ただ単に少し教育しただけでできるかどうか私は分かりませんね。

そういう人間の配置の仕方や採用の仕方です。質問だけ受け付けたらいいというのじゃなくて、入って行って積極的にやるというようなやり方も考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

今田教職員課長

教員採用のお話でございましたので、お答えさせていただきます。

本県の教員採用審査の現状といたしましては、免許状を持った方が一般選考という形で試験を受けにいらっしゃる状況ですけれども、現在も免許状がなくても民間企業で経験のある方には受審できるような枠というのを設けております。特別選考枠とって、一次審査の一部を免除するといった形です。

情報に限った話では今の特別選考枠にはないんですけれども、学校現場教員免許を持っていない方たちの専門性を学校のほうにも生かす、採用の過程でそういった人材を採っていくというふうに取り組んではおりますけれども、今後も先生のおっしゃるような社会の変化に対応しながら、こういった選考の在り方、必要な改善というのは引き続き図っていきたくて考えております。

西沢委員

こういうタブレット教育というのは間違いなくどんどん進んでいくと思うので、その競争に負けないようにすることと健康の両方を考えてやらないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

長池副委員長

午前中もいろいろ議論の中であつたんですが、私は庄野委員が少し触れられていた学校に抗原簡易キットを配布されるという話で御質問したいと思っております。

文科省のほうから学校に対して、発熱やせきなどの感染症と疑われるような症状が見られた者に対して、感染の有無を検査することができる抗原簡易キットを配布するというふうなことで、既に庄野委員の御答弁の中には配布しているとか、配布予定であるという話があつたように思います。

各学校に配布しているとか、教育委員会で止まっているという話も聞こえてきておりますので、そのあたりを市町村がどんなふうに対応しておるのか。県の教育委員会が各市町村にという手はずではなくて、多分国のほうのはずなので、市町村によってそのあたりの対応がどんなふうになっておるのか。現状を教えてくださいたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま長池副委員長から、抗原簡易キットの配布状況などについて質問を頂きました。

た。

学校現場におきましては、発熱などの風邪の症状がある場合には児童生徒及び教職員は登校しない、あるいは登校後に症状が出た場合には直ちに帰宅することとしております。

その上で、文部科学省からは登校後に体調の不良を訴え直ちに帰宅できない場合等における補完的な対応といたしまして、小学校4年生以上の児童生徒及び教職員が抗原簡易キットを使用することを想定し、学校に配布する旨の連絡がありました。

県立学校の高校及び特別支援学校の高等部では20校が希望し、そのうち18校に既に配布されております。それぞれの学校には50キットから60キット配布されていると聞いております。追加で配布を希望した残りの2校につきましては、国からの配布を待っている状況であります。

また、幼稚園、小学校、中学校に配布される抗原簡易キットにつきましては、先週末から学校又はそれぞれの教育委員会が指定した場所に配布されていると聞いております。

また、この数なんですけれども、徳島県全体で2,990キットが割り当てられております。そして、それを市町村の人数に応じて配布されていると聞いております。

長池副委員長

順次配布しているというところですが、高校が20校で、希望が20校でプラス2校追加と。県立高校は全部で何校ありましたか。ほかは希望していないということでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

県立学校におきましては44校ありまして、そのうち総合寄宿舎や単独寮を置く高校や特別支援学校などの20校に配布されると聞いております。

長池副委員長

約半分のところに寄宿舎があったり、そういうところなんだろうと思います。

逆に言うと、半分のところは希望していなかったというか、今様子を見ているところなのかなというふうに勝手に思い込んでいるんですが、私もちょっとどんなもんかなかなと思って文科省の活用の手引みたいなものを手元に取り寄せまして調べたら、学校の子供だけでなく教職員も含めて登校後にそういう症状が出た場合は、速やかに帰宅するというのが原則のようですね。そうだろうと思います。

それで、帰宅して医療機関、徳島でいうと保健所等に連絡して、検査の必要がある場合は検査するというふうな流れだと思うんですが、この活用の手引を見るとそういうふうにして書いてあります。やむを得ない場合、どうしても保護者と連絡が取れなくて帰宅が困難であったり、そういう医療機関への動線といいますか、時間が掛かってしまうような場合に、少しでも早く検査キットを使って検査するというようなことで、先ほど答弁にもあったような補完するような立場のものであるということです。

これは結構何枚もあって全部読み込むと、ところどころに何かえっと思うようなことが書いてあるんです。例えば、この抗原簡易キットを使って陰性の場合でも偽陰性があるのでちゃんと調べてくださいみたいな。陽性の場合のところを見たら、陽性の場合もやっぱりきちんと検査してくださいと。陽性でも陰性でもちゃんとしたところで調べてください

となっているんです。

結局は余り信用せんといてねみたいなのが前提に、文科省のほうから降りてきているんです。これは余り信用せんようにと。うがった見方をすればね。そんな状態のキットなんで、軽い感じで調べてみたらみたいなのかなと思ったら、この検査をする際には案外いろいろな制約があるんですね。例えば、陽性かどうか疑問に思っている人ぐらいでは駄目なんです。症状がないと使えなかったりね。ちょっと気になるというぐらいでは使えなかったり、本人の承諾は必ず取る。

検査キットは自分でやるそうです。鼻の穴に2センチメートルから3センチメートル突っ込んで自分でやる。それは、児童も同じらしいけれども、児童がやった場合は学校の先生が陰性か陽性かの検査結果をきちんと確認するように、児童が何らかの形で陰性か陽性かを確認したとしてもそれは駄目ですと、学校の先生が見なさいと。そして、隔離する、感染症対策を万全にした場所でしなさい、本人がしなさい、先生が確認しなさい、マスクとか手袋もしなさいといろいろな制約があるんですね。

でも、検査に関しては信用しないでくださいと書いてあるわけです。ややこしいキットだなと思いつつ私も見ておったんですが、そんな中で、やっぱりそういうふうな片や簡易だと言いつつ、片や嚴重な扱いをしなさいというふうな混在したようなのが来まして、それに対して教職員から、どうしたらいいんですかねというふうなお声も頂いているんです。

6月の委員会でも、ドライブスルーのPCR検査で、そういう不安を感じながら検体採取をする中で、教職員の方が作業をされてすごく心の不安を感じた、ストレスを感じたという事例がありまして、抗原簡易キットが同じようにそういった負担になってはいけないなという意味合いで、私は今質問しておりまして、実際にこの簡易キットというのは、学校での検査を行う場合に教職員、児童を含めて感染のリスクというのがあるのかどうかということです。

そういう不安を抱くような声が職員若しくは学校だったり教育委員会、各市町村のほうから県のほうに上がってきておるのかどうか。ちょっとそのあたりの現状を教えてくださいたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま長池副委員長から、各学校現場から不安の声が上がっていないかという質問を頂きました。

先ほど長池副委員長からありましたように、抗原簡易キットは教職員の立会いの下、検査する教職員や児童生徒本人が鼻から綿棒を2センチメートルほど入れて検査を行うこととなっております。

検査に当たりましては、あらかじめ保護者の同意を頂いた上で別の部屋から窓越しに立ち会うなど、児童生徒との間に十分な距離を取ったり、マスクや手袋を着用するなど安全対策を万全に講じるよう、手引には書かれています。

現在のところ、学校からは適切な保管場所などの実務的な問合せは頂いておりますが、県立学校で検査キットが使われた話は聞いておりませんし、私の元には使用に当たり不安であるとの声もお聞きしていないのが現状です。

長池副委員長

なんか使いやすいようで使いにくいキットで、私なんかはイメージ的にちょっと体温計みたいになってくれればいいなと勝手に思っていたのです。ちょっと熱っぽいなと思って実際に測ってみたら体温がこれだけあるわ、逆に測ってみたら余りなかったみたいな。体温計って正確かといったら、ちょっと曖昧だったりすることがあるじゃないですか。

だから、体温計みたいに簡単に使えて、あら、これはちょっと陽性っぽい反応が出ているのできちんと調べてみるでみたいな感じになってくれればいいのですが、どうも割と取扱いが厳重であったり、先ほど答弁にありましたけれど、児童の場合は事前に保護者の理解と説明を求めなければいけないとか、何かややこしいなど。

今後、ウイズコロナということで、私が先ほど言ったような感じで簡易的なものとしてそれぞれの家庭に1個あるぐらいの世界になっていくのだろうなと思うのですが、今はそういうふうな過渡期なのかなと思います。

そういう中で、こんなものだったら取りあえず置いておくと簡単に対応する学校もあれば、逆にそれを重く受け止めて、いろいろと今から各児童さんとか生徒の方への説明とか、親への承諾、さらには学校全体で教職員の研修をしたりとか、そういうのを進めているところもあるのかなというふうに思いまして、いろいろ様々なのだろうなと思うのですが、最後に私が言いたいのは、去年とは随分と学校現場に対するプレッシャーが変化してきているのじゃないのかなと思います。

確かに去年もコロナ対策で大変だったと思うのですが、今回のこのデルタ株というのは子供たちにもたくさん感染しておりますし、家庭内感染が広がっている中で、学校の教職員の方の負担というのは昨年以上に増してきておるのだろうと思います。聞くところによると、一人感染者が出てクラスが濃厚接触者になってしまうと、そのクラスは全員陰性でも2週間学校に来られないというふうに聞きました。

下手をすると、一人陽性になった子が療養して1週間で医者からオーケーが出たら、その子だけは学校に来られるという、陽性だった子が先に来られるみたいな変な状況もあると小松島で聞いております。

だから、濃厚接触者は家で2週間待機しなければいけないというルール自体も、また見直されるのだろうなと思うのですが、こんなんが修学旅行の2週間前に一人出たら悲惨やなとか、勝手に思ったりもします。かかったクラス、かかった子も、あいつのせいで修学旅行に行けなくなるとか言われる、そんな想像が簡単にできませんでしょう。現状はそういうルールですから、それを私がどうこうせいというわけではないのですが、そういうことも踏まえますと、学校現場というのは非常に緊張感のある状態がしばらく続くのだろうなというふうに思います。

子供の安全が第一であります。あわせて、そういったことをこれまでずっと緊張感のある現場で続けてこられた先生方の安全であったり、安心ということも重要だろうと思います。

午前中に庄野委員からの発言もありましたが、学校の先生が元気でないと子供ももちろん元気でいられませんし、いい教育環境を保とうと思うと現場の先生のいいコンディションというのが重要だと思うのです。ただ、学校の先生のコンディションをいかに良くして

いくかっていうのは、個人の努力も必要でしょうけれども、それを管理、監督している教育委員会の責務なのではないのかなというふうに思うわけでありませう。

その点を踏まえまして、改めて教職員の安全・安心の確保といいますか、そういうことについてしっかりと教育委員会から改めて聞くようなことでもないかもしれませんが、こういう今の大変な時期にしっかりと発信していただいて、徳島の現場で働いている職員の皆様に対してメッセージをお願いしたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

榊教育長

今、教職員の安全・安心の確保についてどのように考えておるかという御質問でございます。

まず、教職員の皆様方におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大防止、感染予防につきまして、子供たちにマスクの指導、手指消毒の指導、教室の換気、消毒、場面の切り替わりの指導など、日々緊張感を持っていただいている中で、午前中にもありましたけれども、修学旅行、文化祭、体育祭、子供たちが楽しみにしているそういった行事も工夫してやっていきたいと、そういうふうなことをしていただいておりますことに、教育委員会として本当に感謝を申し上げたいと考えております。

子供たちは本県の宝ではあることは間違いないのですが、教職員の方々もそういった子供たちを支えていただいている、育てていただいているかけがえのない存在であるというふうに考えております。

本県では、今まで子供たちや先生方の教育活動を安心して行っていただけのように、感染状況に応じて教育活動の内容につきましていろいろな制約もお願いしたところはあるのですが、それに加えて、夏季休業中に職域集団接種を行ったり、学校において自動水洗等の設置を行ったり、子供たちや先生方を含めて学校で安心・安全に教育活動を行っていただけるよう、今まで取り組んできたところでございます。

今後とも、県立学校、市町村の教育委員会と連携しまして、新型コロナがいつまで続くか分からない状況ではございますが、子供たちや先生方を含めて安心・安全な学校教育活動が継続していけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

長池副委員長

ありがとうございました。教育長のほうから御答弁いただきました。

先生方は子供の安全・安心が一番と思ってやってくださっています。でも、その先生方の根底にあるのは、子供たちに対する愛情であったりとか、真の部分からの子供に対する思いやりであったりとかです。だから、安全・安心のために時にはきつく指導もするし、ルールをしっかり守るように指導したりもしますよね。

ですから、根底にある部分はそれぞれの先生方が持つそういう子供たちに対する思いであると思うのです。逆に言うと、その先生方はじゃあ誰から守られるのかということなのです。先ほど管理、監督と言いましたけれども、管理、監督は飽くまでも形であって、教育委員会が現場の先生方に対して大事なのだというふうな思いをしっかりと持った上で、いろいろ指導、監督して行ってほしいなと思います。

ひいては、最終的には子供たちへ伝播していくものでございますので、是非、教育長が

今おっしゃったような気持ちで教職員の方をしっかりといたわるというか、頑張っていて、それが子供たちへうまく伝わってほしいなというふうに要望いたしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

新型コロナウイルスの問題でいろいろ議論されておりますが、今回のような世界的なパンデミックというのは、実は新型インフルエンザのパンデミックは起こり得るぞということで専門家の書籍にもなっていますし、アウトブレイクというような映画でも描かれて、みんな頭では分かっていたのですよね。しかし、実際にこんなことになるというふうなことまできちんと予測していたら、危機感を持っていたらもっと準備ができていたはずなのです。頭でちょっと分かっただけでは本当に認識したことにはならない。今回のことで我々が自覚しなければいけないのだと思います。

そういう危機感につきましては、大人の感性よりも子供たちのほうが余計なバイアスがありませんので、素直に受け止められることが多いのではないかと思います。世界的に有名なのが、グレタ・トゥーンベリさんの地球温暖化に対する情報発信です。これでノーベル平和賞の候補にまで推薦されました。近いところでは、東日本大震災の釜石の奇跡ですね。これなんかも子供たちが大人に声を掛けて命を助けたわけです。

環境にしろ、感染症にしろ、自然災害、それから戦争の問題にしろ、あらゆる危機事象について、早い段階から想像力をしっかり働かせて問題意識を持って行動する人間を育てていかないと、これからの日本の将来が心配です。そこに大きな教育の役割があると私は思います。

今日はそういう観点で、食料問題に関して少しお尋ねしたいと思います。

学校給食に絡むんですけれども、今年2月に放送されたNHKスペシャル、2030未来への分岐点シリーズの第2回によりますと、現在の世界では人口77億人のうち6億9,000万人が飢餓に苦しんでおりまして、一方で、生産された食料の3分の1、年間13億トンが廃棄されているんだそうです。これがきちんと飢餓に回されれば解消するんですが、そうになっていない。

そして、これから2050年には世界人口が77億人から100億人に増えていく一方で、地球

温暖化が進行する気候変動を招き、異常気象による干ばつなんかは世界の穀倉地帯の何箇所かで同時に起きたら、輸出制限から一気に世界的な食糧危機がやってくると。それに備えてと、西沢委員はよく言われていますけれども、そういう場合には日本でも飢餓が起こるかもしれないというシナリオが描かれておりました。

そうならないために、アメリカ、オーストラリアなんかの一部の食糧輸出国に依存しているようなびつな世界の食料生産システムを根本的に変更して、肥料として使われる穀物を食用に回してやるとか、先進国では牛や豚などの肉の消費量を減らして、野菜や大豆から作った代用肉を導入するとか、地力を低下させる大量の化学肥料を使った生産や大規模単一生産から、地域に合った有機栽培への転換を進めていくべきだというようなことが描かれていました。

今、それが分かっているんですね。科学者がそうしなさいと言っているんです、そうするべきだと。しかも、その改革を進める上で、そこを過ぎたらもう元に戻らないという分岐点が2030年なんですね。今から僅か9年後です。

まずお尋ねしたいんですが、こういう良質な番組というのは、是非、学校教育の中でも活用して、タブレットも普及しているんですから家で見ていただいてもいいですので、それを課題にして見ていただいて感想を出していただくとか、討論するとか、積極的に活用すべきだと思うんです。すばらしい番組だと私は思いますが、そういうことって現場でやられているんでしょうか。

木屋村学校教育課長

ただいま扶川議員から、学校現場において食料危機問題等の優良番組を活用した取組が行われているのかという御質問だったかと思えます。

まず、食に関わる消費者としての在り方も含めてなんですが、学校現場におきましては、小さいときから大事だということで小中高の家庭科の中で、持続可能な社会の構築に向けて自立した消費者を育成するため、食や環境に配慮した消費生活について計画的に学習を進めているところでございます。

また、具体的な例を挙げれば、中学校では食品の選択と購入、食料自給率、食品の表示の問題、地域の食材、フェアトレード、エシカル消費についても新たに記載がございまして学習を進めておるところでございます。

なお、本年度の教科書の中では、特にSDGsと絡めた食生活の関わりについて学習できるようになっておりまして、学校におきましては一人1台端末も導入されたことから、デジタルの映像や写真とかを用いながら生徒が独自に調べたり、話し合いをしたりなどにより、持続可能な食生活の視点から学習を進めているところでございます。

さらに、県教育委員会で本県独自にTOKUSHIMA消費者教育ステップアップ事業というのを展開しておりまして、幼稚園から小中高併せて6校の学校、園を実践校に指定しまして消費者教育の充実に取り組んでいるところでございます。

扶川議員

また具体的にイメージが湧くように御説明いただければと思えますけれども、取り組んでおられるということはすばらしいことですね。その中で、こういう番組も活用していた

だきたいと思います。

ただ、食料を考えていく上で一つの鍵になる食育は学校給食と一体になっています。幾らエシカル消費をして無駄にしないようにしましょうとか、環境に優しい消費をしましょうとか言っても、大規模生産された農薬漬けの小麦をパンにして食べていたのではしょうがないわけです。地元の地産地消の野菜もそういう減農薬とか減肥料になっているか、知らなければしょうがないわけです。

そういう学校給食にどういうものが入っているかも含めて、食育の中で生かせるかということについてお尋ねしたいんですけれども、地元の農産物でもエシカル農産物とは限りません。減農薬20パーセント、50パーセント、100パーセントなんていう段階で、エシカル農産物を徳島県の農林水産部が定義していますけれども、学校給食にどの程度使われているか、把握されていますか。把握されているのであれば学校給食の主体である市町村に働き掛けて、是非、現状を把握してエシカル消費を学校給食でも実践して、今、自分たちが食べている給食の食材というのはこういうものなんだよということを教えていく。それから、その食事を通じて地元の安全な食品というものの良さを自覚して食習慣として知っていく、そういう機会にしていくべきだと思うんです。ジビエなんかすごくいいと思います。

お尋ねしたいのは、まず把握されているかということと、エシカル消費に向けた学校給食の減農薬、減肥料、有機化、ジビエみたいなものの導入について、お考えをお聞かせください。

吉岡体育学校安全課長

ただいま扶川議員から、学校給食における地場産物の活用率を把握しているかどうかと、低農薬農産物の活用についてどのように考えているのかという質問を頂きました。

学校給食における地場産物の活用率は、令和2年度までは食材数ベースで算出されておりました。県の^{しっかい}悉皆調査では令和元年度で42.4パーセント、令和2年度で42.2パーセントと、これは全国平均の26.0パーセントを大きく超えております。

令和3年度からは算出方法も変わりました。国が令和元年度に食材数ベースと金額ベースの両方で行った抽出調査でも、まず食材数ベースでは48.3パーセント、これは全国3位です。金額ベースでも地場産物活用率は62.8パーセントで、全国14位という全国でも高い数字となっております。

令和3年度からは、金額ベースの地場産物活用率65パーセントを目標として取り組んでいるというところです。

なお、徳島県の学校給食で使用されているお米と牛乳に関しては、全て県産物を使っております。

低農薬農産物の活用については、学校給食の実施主体は市町村でございまして、食材の選定や給食費の額の決定は市町村が行っております。各市町村では、生産農家や農産加工所と連携して積極的に供給体制の構築を行っておると聞いております。

低農薬農産物の活用にも安定供給と価格という二つの大きな課題がございまして、低農薬農業が広まりましてこの課題がクリアできれば、調理の手間が掛かるという問題はあるんですけれども、そこは工夫の余地があると考えております。これから農林水産部とも連

携いたしまして、考えていきたいと考えております。

扶川議員

私も経済委員会で、教育委員会と連携してやってほしいということを申し上げました。是非、前向きに取り組んでいただきたいと思います。まずは現状を把握して、エシカルになっているかどうかという食材の状況を把握していただきたいと思います。

それから、エシカルという場合は安全性だけの問題だけじゃないですね。環境の問題だけじゃないんです。その農産物を作るに当たって背景となっている労働条件がどうか、人権の問題というのも考えていけるような賢い消費者を教育の中で育てていかななくてはいけないわけです。6億9,000万人も飢餓にひんしている人たちが世界にいて、13億トンも食料が捨てられていて、日本でも1億トン捨てられているなんていうのは、それを真正面から子供に教えて考えさせて、こんなの許せないと言わない子供はいるはずないです。皆がそう言うと思います。

その気持ちを行動に移して大人になって、9歳の子供であればあと9年で、2030年の分岐点の頃には18歳の有権者なんですから、正しい政治判断、正しい有権者としての行動ができるように育てていく、これが本当に一番大事な主権者教育なんだろうと思います。そういうエシカルという意味合いを広く捉えて、教育の中に生かしていただきたいと思います。ということをお願いしたい。最後にコメントを頂いて終わります。

吉岡体育学校安全課長

文部科学省からの新学習指導要領では、食育の推進については児童生徒の発達段階を考慮して学校の教育活動全体を通じて適正に行うこととされております。

例えば、我が国の農業や水産業における食料生産については小学校の社会科において、食品添加物については中学校の家庭科において取り扱うことが示されているように、他教科と関連されることでより深められるようになっております。

さらに、栄養教諭や学校栄養職員による学校給食の時間における指導におきましても、そのような他教科と関連させまして地産地消であるとか、食品ロスの削減、どのような気持ちで生産者さんが作ってくれたかなどの内容につきまして計画的に取り上げております。

なお、徳島県では全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におきまして、食に関する指導の全体計画を作成し食育を推進しております。これからもよりすばらしい食育について、教育を進めていきたいと考えております。

大塚委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第28号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時00分）